

第3章

施策の柱と 具体的な取り組み

施策の柱

第3次計画の検証と課題を踏まえ、第4次計画の基本目標である「みんなが生き生きと『関わり』を持ってつながり、支え合う地域づくり」を目指し、3つの項目を施策の柱として第4次計画を推進していきます。

3つの施策の柱

- ①ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり
- ②幅広い住民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり
- ③さまざまな保健福祉分野が包括的に地域を支援する仕組みづくり

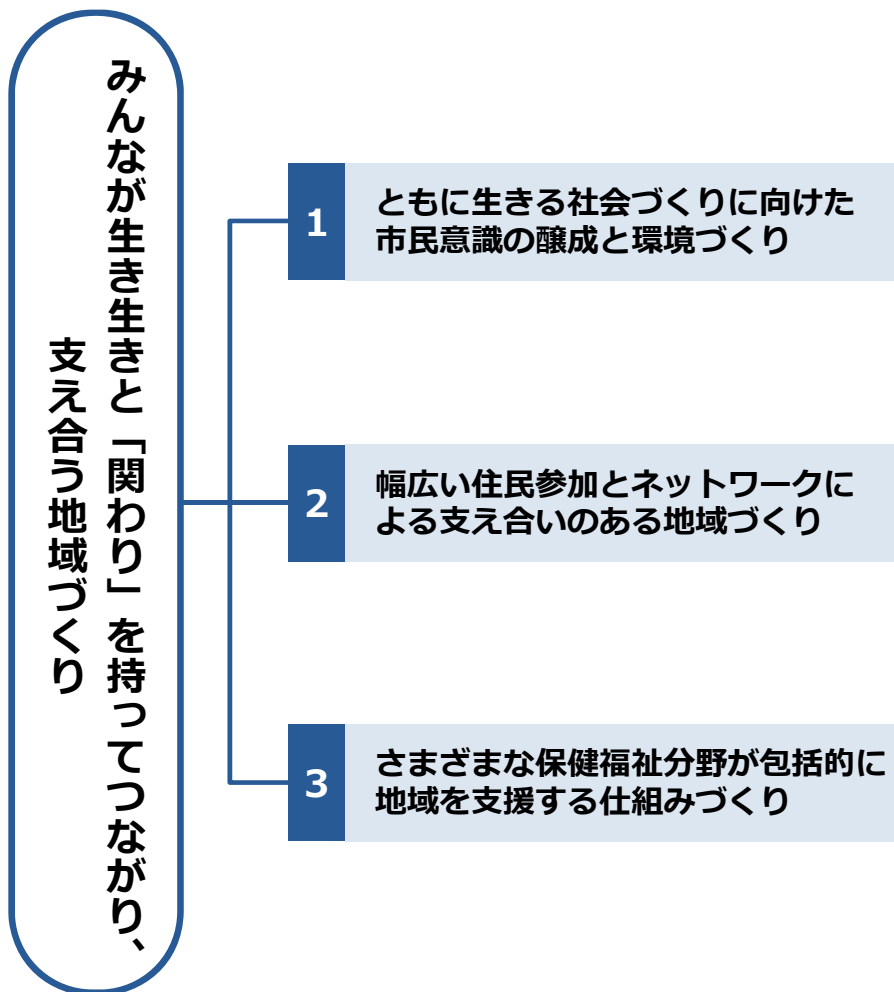
第3章 施策の柱と具体的な取り組み

1 施策の柱

第3次計画の検証と課題を踏まえ、第4次計画の基本目標である「みんなが生き生きと『関わり』を持ってつながり、支え合う地域づくり」を目指し、次の3つの項目を施策の柱として第4次計画を推進していきます。

【目標像】

【施策の柱】



第1章
計画の策定にあたって

第2章
目標像と施策体系

第3章
施策の柱と具体的な取り組み

第4章
リーディングプロジェクト

第5章
計画の推進と評価

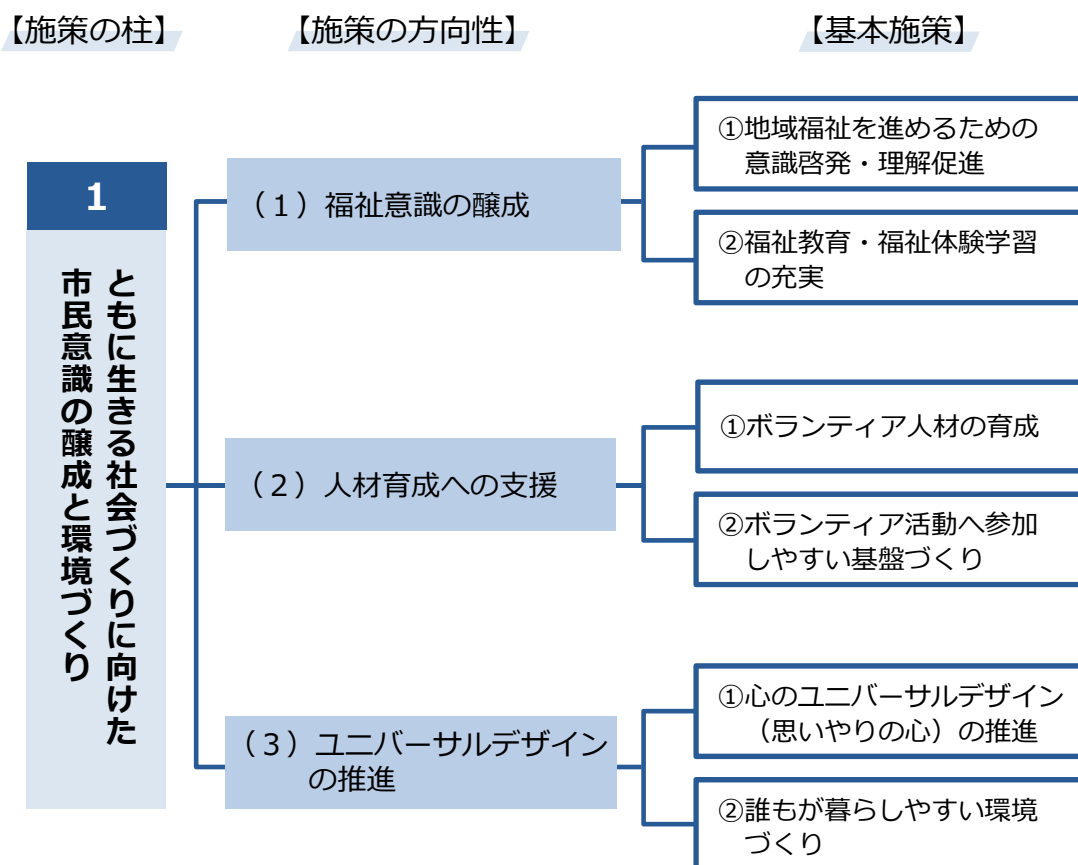
資料編

施策の柱1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり

地域福祉の推進のためには、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に居住するすべての人が、地域社会の一員として福祉について関心を持つとともに、あらゆる分野の活動に参加することが重要となります。

また、年齢や性別、障がいの有無、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを踏まえ、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方は、「ともに生きる社会づくり」の土台とも言えます。

よって、第4次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。



(1) 福祉意識の醸成

現状と課題

- ❖ 誰もが暮らしやすい地域づくりのため、子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々等を取り巻く環境を正しく理解することが必要です。
- ❖ 核家族化の進展、地域住民同士のつながりの希薄化が進むなかで、社会的な孤立が生まれ、孤立死や虐待につながってしまうことがあります。
- ❖ 地域でのつながりや助け合いを再構築するには、地域住民自身が地域の課題を発見し解決していこうという「我が事」の意識を持つことが必要です。
- ❖ 障がいを理由とする差別を解消するための措置等が定められた、障害者差別解消法等の各分野の制度の施行や改正に伴い、市民に対し、制度の理解促進が重要となります。
- ❖ 市民アンケート調査では、障がい者に対する理解をより深めるために特に必要なこととして、約50%の人が「学校教育での障がい者理解のための教育の推進」を選択し、引き続き学校教育における福祉教育、福祉体験学習の充実を図ることに加え、今後は生活する場面での交流が増えるような社会環境づくりも必要となります。

基本施策

① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進

できるだけ多くの人々が福祉に関心を持ち、お互いを思いやり、理解することが誰もが同じ地域の住民としてともに生きる社会の土壌をつくります。講座や講演会、研修等を通し、各種制度の理解促進を図るとともに、障がい者や外国にルーツを持つ人々への理解を深め、また、人権についての意識を高めることができるよう、引き続き福祉意識の啓発に努めていきます。

さらに、住民懇談会やワークショップ等により住民が地域の課題に気づき、主体的に解決に向け話し合うような機会を通し、地域福祉の理念を広め、ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成を図ります。

② 福祉教育・福祉体験学習の充実

学校における福祉教育や福祉体験学習等を充実させ、地域福祉活動に子どもたちの参加機会をつくることで、福祉についての意識が自然と身につく環境をつくり、福祉意識を醸成していきます。

<主な取り組み>

① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
計画説明会・住民懇談会・ワークショップ等の開催	地域福祉計画・地域福祉活動計画の説明会や住民懇談会、ワークショップ等を開催し、計画の理解と事業への参加を促進するとともに、地域の課題を地域で解決するという意識づくりを進めます。	福祉総務課 (市社協)

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
人権啓発イベント	子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々等誰もが気軽に参加できるイベントの開催を通して、人権意識の啓発を図ります。	人権啓発センター
人権フェスティバル	12月4日から10日までの「人権週間」における啓発活動の一環として、講演会・トークショー等を開催します。また、小中学生の人権書道・ポスター・作文コンテストを実施し、表彰・展示・朗読を行い、作品を掲載したカレンダーを作成する等、各種事業を実施し、人権尊重の重要性をアピールします。	人権啓発センター (浜松人権啓発活動ネットワーク協議会)
人権教育・啓発用「絵本」の作成	幼児及び小学校低学年児童とその保護者並びに、一般市民の人権への正しい理解と認識を深めるため、わかりやすく記憶に残る「絵本」を作成します。	人権啓発センター
人権いきいき市民講座	一般市民を対象とした人権に関する講座を開催し、人権意識の向上や人権教育・啓発の推進を図ります。	人権啓発センター
手話体験講座	手話を身近に感じ、聴覚障がい者への理解や手話の周知普及を図ります。	障害保健福祉課
障害福祉体験講座	車イスやアイマスク等を用いた擬似体験を通じて、身体障がい者への理解を深め、福祉に関わる人権や福祉意識の啓発を図ります。	障害保健福祉課
障害福祉推進講座	障がい者の自立や社会参加を促進するため、障害福祉の現状や制度の理解を深め、福祉に関わる人権や福祉意識の啓発を図ります。	障害保健福祉課
障害者週間 キャンペーン	障害者週間(12月3～9日)に市庁舎への懸垂幕の掲出や障がい者による作品展の開催、市内障がい者団体等と連携して啓発イベント等を開催し、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。	障害保健福祉課
心の輪を広げる障害者 理解促進事業	障がい者に対する理解の促進を図るため、国と共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募します。	障害保健福祉課
認知症サポーター 養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師(キャラバン・メイト)を派遣し、「認知症サポーター」を養成します。	高齢者福祉課
多文化共生センター 運営事業	外国人住民を取り巻く幅広い問題について専門知識等を習得した人材を育成するため、多文化共生センターにおいて、ソーシャルワーク研修を実施します。	国際課

②福祉教育・福祉体験学習の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
福祉体験学習の充実・ 拡大	福祉に関する出前講座を、小・中・高校で開催し、小さな頃からの福祉教育・福祉体験学習の充実を図ります。	福祉総務課 (市社協)
	学校における福祉体験学習の充実・拡大を支援します。	指導課

(2) 人材育成への支援

現状と課題

- ❖ 高齢者の生きがいづくりや若い世代の人材活用等、時代に合った施策を展開する必要があります。共働き世帯が増え、働き盛りの若い世代は地域の活動に参加する余裕がないという現状があります。
- ❖ 各団体において、活動の担い手不足や後継者育成が深刻な課題です。
- ❖ 市民アンケート調査では、ボランティア活動について、「条件さえ整えば参加したい」と回答した人が 56.1%に対し、実際に参加している人は 6.3%でした。この傾向は 10 年前と比べて大きな変化はありません。
- ❖ ボランティア活動への参加意向はあっても、実際の参加には結びついていない状況に対し、気軽に参加できるような仕組みづくりが課題となっています。

基本施策

① ボランティア人材の育成

ボランティア活動参加へのきっかけとして、ボランティア養成講座を開催し、実際のボランティア活動へとつなげられるよう講座終了後のフォローアップを丁寧に行います。また、ボランティア活動に携わっている人に向け、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供していきます。

② ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり

ボランティア活動に参加することで、生きがいを得たり、人生が豊かになったりするといった、ボランティア活動のよさを発信していくことが、活動の活性化につながります。実際にボランティア活動に携わる人の声を伝えるような機会をつくとともに、ボランティア団体やNPO法人等の情報を提供し、ボランティア活動に関心のある人が参加しやすい環境をつくります。また、(福)浜松市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターで、情報マッチング²³やコーディネートを行い、ボランティア団体の活動を支援していきます。

<主な取り組み>

① ボランティア人材の育成

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
ボランティアセンター事業	ボランティアセンターの運営により、ボランティアの育成を行うとともに、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行います。	福祉総務課 (市社協)
地域支援 サポーター養成講座	地域支援サポーターの養成講座の実施等、制度を構築し、実施します。	福祉総務課 (市社協)

²³ 情報マッチング：異なる情報を結びつけること。例えば、ボランティアで提供できる業務と、ボランティアを受けたい側の内容や情報を結びつけること等がある。

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
手話奉仕員、要約筆記者養成事業	聴覚障がい者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、手話通訳者や要約筆記者の人材育成を行います。	障害保健福祉課
認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師（キャラバン・メイト）を派遣し、「認知症サポーター」を養成します。	高齢者福祉課
こころのボランティア講座	精神障がい者が地域で安心して生活できることを目的に、精神保健福祉について理解する研修会を開催し、ボランティアを養成します。	精神保健福祉センター
地域介護予防活動支援事業	地域における健康づくりの実践者を育成し、地域の結びつきの中で活動できるよう支援します。	健康増進課

②ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）を活用したボランティア情報発信	ボランティアに関する情報について、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）を活用して、広く市民へ周知します。	福祉総務課
ボランティア団体活動促進事業	市及び（福）浜松市社会福祉協議会が実施しているボランティア団体への支援事業を再構築し、総合的な活動支援策を実施します。	福祉総務課 （市社協）
ボランティアセンター事業（再掲）	ボランティアセンターの運営により、ボランティアの育成を行うとともに、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行います。	福祉総務課 （市社協）
地域ボランティアコーナーにおける情報発信	地域ボランティアコーナーを活用したボランティアの情報発信を行います。	福祉総務課 （市社協）
ささえあいポイント事業	受入登録のある施設や地域の高齢者サロン・配食団体等で行ったボランティア活動や介護予防活動に対して換金可能なポイントを付与することで、高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上、支え合い活動の活性化を図ります。	高齢者福祉課
地域介護予防活動支援事業（再掲）	地域で健康づくり活動や介護予防活動を実践する健康づくりボランティア等の組織に対し、活動支援を行います。	健康増進課
NPO法人情報の発信	NPO法人に関する情報を提供することで、市民活動等に参加・参入しやすい環境の整備を図ります。	市民協働・地域政策課
はままつ夢基金積立金	市民、市民活動団体及び事業者が市民協働の核となる市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、基金を設置し、市民の寄附文化の機運を高めます。	市民協働・地域政策課
はままつ夢基金事業費補助金	市民、市民活動団体及び事業者が市民協働の核となる市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、基金を活用し、市民活動団体からの申請に基づき、活動に必要な資金を助成します。	市民協働・地域政策課

(3) ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- ❖ 人々が持つ多様な特性やお互いの違いを理解し認め合うことで、支え合い助け合う社会となるように思いやりの心を育てることが必要です。
- ❖ 小中学校への出前講座等のUD学習支援事業実績も増加しており、学校教育において、ユニバーサルデザイン学習が定着しています。
- ❖ 子どもの頃から「思いやりの心」を育てていくことの今後重要なことです。
- ❖ 障がい者や高齢者も含めすべての人が安心して外出できるよう、引き続き歩道や施設の整備に取り組むとともに、ICT²⁴を活用したコミュニケーション支援も必要です。

基本施策

① 心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）の推進

年齢や性別、障がいの有無、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方を浸透させることで、誰もが同じ地域の住民としてともに生きる社会の土壌をつくります。

② 誰もが暮らしやすい環境づくり

子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々等、誰もが暮らしやすいまちづくりのため、安全に安心して利用することができるよう、情報・施設・道路等のユニバーサルデザインを進めていきます。

<主な取り組み>

①心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）の推進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
広報はままつ 外国語版の発行	広報はままつ定期号から外国人住民に必要と思われる情報を選定し、ポルトガル語、英語に翻訳して希望する市民（自治会経由）、企業等に配布します。	広聴広報課
広報はままつ 点字版の発行	広報はままつ定期号を点訳し、希望する市民に郵送します。	広聴広報課
ホームページの外国語 翻訳機能	浜松市ホームページの言語を英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語へ翻訳する機能を提供します。	広聴広報課
ポルトガル語スポット CM	市政の重点施策や市の行事、お知らせ等を毎週日曜日、午後6～7時に放送している浜松FM放送（FM Haro!）の番組内で放送します。	広聴広報課

²⁴ ICT：Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと。主に情報処理や情報通信に関連する技術、産業、サービス等の総称。

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
「カタログポケット」による広報はままつの配信	広報はままつを、多言語対応アプリ「カタログポケット」を通して10言語で配信します。音声による読み上げ機能も利用できます。	広聴広報課
わかりやすい印刷物作成の手引き作成	パンフレットやチラシ、ポスター等の印刷物について、誰もが情報を入手しやすいようにカラーユニバーサルデザインや配慮方法等に関する手引きを作成し活用します。	UD・ 男女共同参画課
UD・男女共同参画提案事業	ユニバーサルデザインによるまちづくり及び男女共同参画 ²⁵ 社会の実現に向け、市内の団体と市が協働して事業に取り組みます。	UD・ 男女共同参画課
UD出前講座	誰もが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方を広めるため、依頼に応じて職員が出前講座を実施します。	UD・ 男女共同参画課
UDマナーセミナー	様々な特性を持つ講師を招き、体験を交えながらユニバーサルデザインの基礎(ユニバーサルデザイン初級編)を学ぶ講座を実施します。	UD・ 男女共同参画課
UD実践セミナー	ユニバーサルデザインに関する新たな知識の習得やユニバーサルデザインを実践する人材を育てるための講座(中級編)を実施します。	UD・ 男女共同参画課

※UD:ユニバーサルデザイン

②誰もが暮らしやすい環境づくり

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
タブレット端末等ICTやソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)を活用したコミュニケーション支援	市役所及び区役所にタブレット型端末を配置し、テレビ電話機能を活用した画面越しの手話通訳を行い、窓口サービス等の利便性の向上を図ります。	障害保健福祉課
	迅速なコミュニケーション支援を図るため、タブレット端末等ICTやソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)を活用した多言語情報の提供に取り組みます。	国際課
	窓口等において、より多くの方が等しく情報を受け取れるよう、音声の文字化変換システムを活用したコミュニケーション支援に取り組みます。	UD・ 男女共同参画課
公共建築物等のUD化推進	誰もが利用しやすい公共建築物等のユニバーサルデザイン化整備を進めます。	公共建築課
民間交通事業者UD化支援	民間交通事業者が実施するユニバーサルデザイン化設備事業等に要する経費の一部を支援することにより、快適で安全な公共交通の環境整備づくりを促進します。	交通政策課
公園のUD化推進	子どもからお年寄りまで、誰もが安全で安心して利用できる公園施設の整備を進めます。	公園課
道路施設のUD化推進	子どもや高齢者等交通弱者が、安全に安心して通行できる道路交通環境の改善を図ります。	道路企画課

※UD:ユニバーサルデザイン

²⁵ **男女共同参画**：男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うこと。

施策の柱2 幅広い住民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり

「みんなが生き生きと『関わり』を持ってつながり、支え合う地域づくり」を実現するためには、福祉について関心を持ってもらうことからさらに一歩進めて、地域福祉活動に実際に参加する人を増やすことで、地域福祉に関わる人の裾野を広げ、地域の「福祉力」を高めていくことが重要です。そのためには、住民相互の顔が見える関係づくりが求められるとともに、ネットワークや組織による継続的な活動が地域で広がっていくことが必要となります。

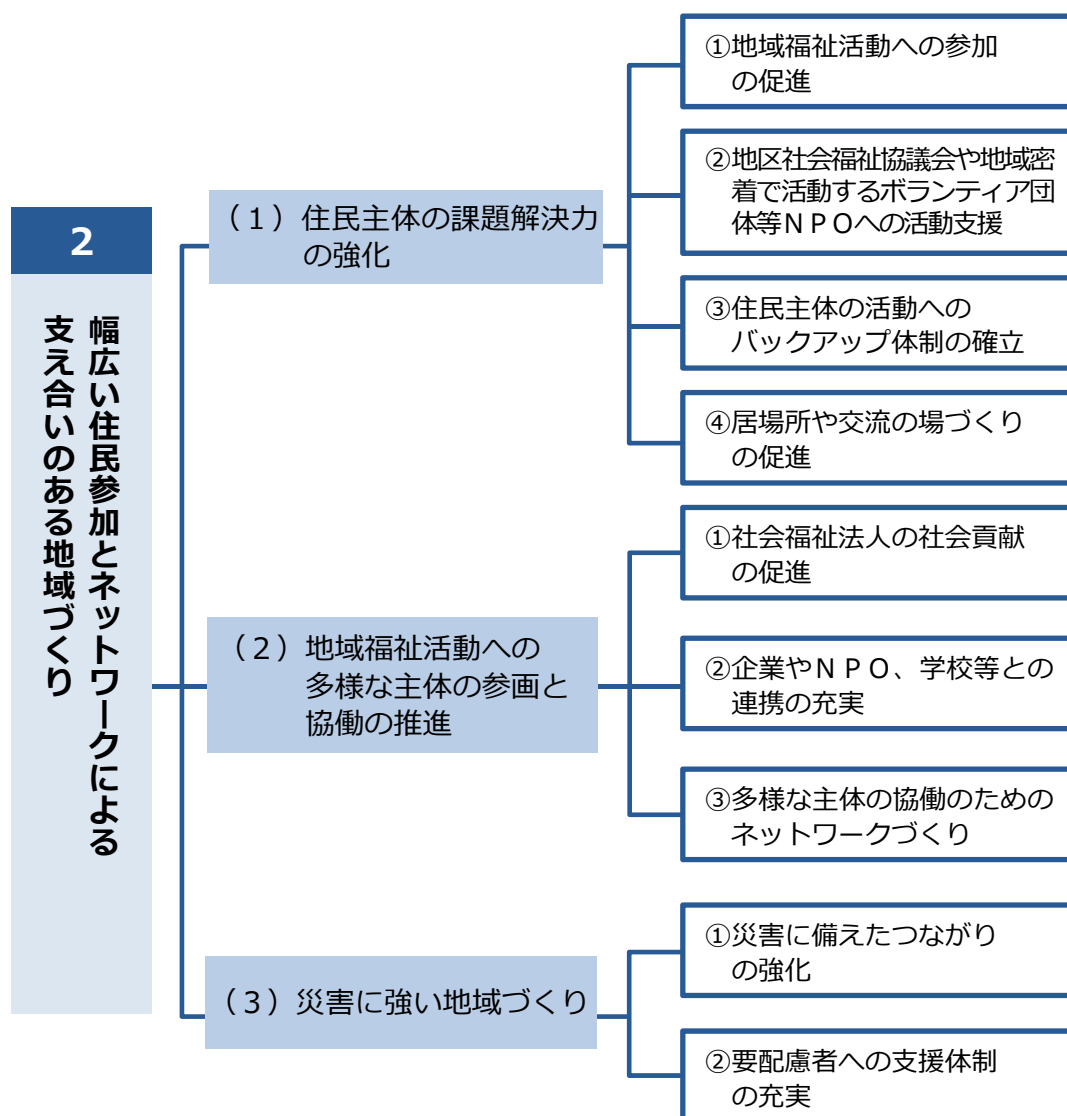
また、その際には、支援を必要とする人も、支援を受けるだけでなく、時には支援する立場に立つという双方向の関係を大切にすることで、支え合いのある地域づくりを目指します。

よって、第4次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。

【施策の柱】

【施策の方向性】

【基本施策】



(1) 住民主体の課題解決力の強化

現状と課題

- ❖ 住民が抱える問題が複合化、複雑化してしまうケースが増加しています。
- ❖ 住民が抱える問題が最悪な状況に陥る前に発見するため、住民に身近な圏域で、ちょっとした困りごとを抱える人を発見し、相談を受け止める機能が必要になってきています。
- ❖ 市民アンケート調査では、地区社会福祉協議会について知らない人が 48.9%という結果であり、地域住民にその活動が浸透していない状況がうかがえ、今後、これまで以上の周知が重要となります。
- ❖ サロン活動や家事支援サービス、子育て支援活動等地域での助け合いや交流活動に積極的に取り組む地区社会福祉協議会がある一方で、活動が役員をはじめとする一部の人が担い手不足に悩む地区もあります。
- ❖ 地域のボランティアの拠点となる地域ボランティアコーナーが設置されていない地区が 12 地区あります。また、設置されていても、地域住民に対し十分に周知されず、機能が十分に発揮できていない地区もあります。
- ❖ 地域に密着して活動する地区社会福祉協議会等と、障がい者支援、子育て支援等のあるテーマを目的としたボランティア団体や NPO 法人との間で理解や交流が進まず、連携が不十分である状況がみられます。今後、地域で発見した支援が必要な人の課題を解決していくため、相互に連携強化していく必要があります。
- ❖ 住民主体の地域福祉活動を進めるにあたり、福祉専門職による支援が必要となります。
- ❖ 子どもを遊ばせながら保護者同士が情報交換できるような憩いの場や、高齢者が気軽に行ける身近な集いの場所、障がい者が情報交換や交流ができるような場所が欲しいという意見がありました。身近な地域にこのような居場所や交流の場があることで、社会的孤立を防ぎ地域とのつながりを保つことができます。一方で、このような場づくりを行う団体が、場所の確保に苦労しているという状況もあります。

基本施策

① 地域福祉活動への参加の促進

地域のボランティアの拠点となる地域ボランティアコーナーにおいて、地域で活動するボランティア団体等 NPO²⁶情報を収集し、地域の住民にわかりやすく提供することで、地域の人材の活用につなげていきます。

また、若者や子育てをしている親が、身近な地域で福祉活動に関心を持ってもらえるようなきっかけづくりや気軽に活動を体験できる機会をつくります。その他、生きがいづくり教室等を充実し、退職者世代、高齢者の社会参加への意識を高めていきます。

²⁶ NPO：Non-Profit Organization の略称で、一般的には民間非営利組織と訳されている。この計画においては、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」及び「ボランティア団体等法人格のない市民活動団体」を NPO と捉え、記載している。

② 地区社会福祉協議会や地域密着で活動するボランティア団体等NPOへの活動支援

(福)浜松市社会福祉協議会が中心となり、地域の実情に合わせた活動を支援し、活動内容の充実に向け取り組んでいきます。財政面での支援を実施するとともに、情報交換や協議、活動者の確保、資質向上のための研修会の開催、NPO等関係団体の交流の場企画・開催やリーダーの育成、キーパーソンの発掘を支援します。

市は、(福)浜松市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会への的確な支援と地域のNPOとの連携を進めることができるようにバックアップします。

③ 住民主体の活動へのバックアップ体制の確立

地区社会福祉協議会をはじめとする住民主体による活動に対し、情報提供や福祉関係団体等との連携が的確に実施できるバックアップ体制を整えることで、活動の活発化や活動者の負担軽減を図ります。

④ 居場所や交流の場づくりの促進

年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関係なく、誰でも自由に訪れ、時間を過ごす中で、人との交流が持てたり、ちょっとした共感や助け合いが生まれたりするような居場所や交流の場づくりを支援していきます。

<主な取り組み>

①地域福祉活動への参加の促進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
地域ボランティアコーナーにおける情報発信(再掲)	地域ボランティアコーナーを活用したボランティアの情報発信を行います。	福祉総務課 (市社協)
企業の地域福祉型社会貢献活動の相談窓口の運営	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイデアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取り組みを支援します。	福祉総務課 (市社協)
シニアクラブ支援事業	高齢者の自主的な地域組織であるシニアクラブ(老人クラブ)の活動を支援することで、地域福祉の推進と高齢者自身の介護予防と相互の生活支援・生きがいづくりを図ります。	高齢者福祉課
ささえあいポイント事業(再掲)	受入登録のある施設や地域の高齢者サロン・配食団体等で行ったボランティア活動や介護予防活動に対して換金可能なポイントを付与することで、高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献や介護予防意識の向上、支え合い活動の活性化を図ります。	高齢者福祉課
世代間交流事業	児童の高齢者等への思いやりや、いたわりの心をはぐむとともに、高齢者等には児童とのふれあいを楽しんでもらうため、市立保育所に通う児童と高齢者等が交流する事業を行います。	幼児教育・保育課
生きがいづくり教室の充実	地域ニーズとともに現代的課題について学習をし、高齢者が地域や社会の様々な活動に参加する意識を高め、生きがいを感じられる仕組みづくりを推進します。	創造都市・文化振興課

②地区社会福祉協議会や地域密着で活動するボランティア団体等

NPOへの活動支援

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
ボランティア団体活動 促進事業（再掲）	市及び（福）浜松市社会福祉協議会が実施しているボランティア団体への支援事業を再構築し、総合的な活動支援策を実施します。	福祉総務課 （市社協）
地域ボランティア コーナーの機能強化	地域でのボランティアの活動拠点となる場の機能強化を図っていきます。	福祉総務課 （市社協）
コミュニティソーシャル ワーカー（CSW） 配置事業	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の実情にあわせて、地区社会福祉協議会等の住民主体の活動への参加促進を図り、活動支援を行います。	福祉総務課 （市社協）
地区社会福祉協議会の 活動内容の充実に向け た運営支援	地域の特性に合わせた支援を実施するための調査、分析等を実施します。	福祉総務課 （市社協）
地区社会福祉協議会を 対象にした研修会等の 開催	地区社会福祉協議会の活動者の確保や資質向上のための研修会を開催し、活動を支援します。また、関係団体の交流の場企画・開催やリーダーの育成、キーパーソンの発掘を支援します。	福祉総務課 （市社協）
地区社会福祉協議会 活動費補助金	地区社会福祉協議会の活動について、財政的な支援を実施します。必要な場合、活動内容、成果、住民の参加状況等に比例した補助金制度へ見直しを行います。	福祉総務課 （市社協）
自主財源確保に向けた 取り組みの促進	自主財源確保の成功事例の収集に努めるとともに、クラウドファンディング ²⁷ 等の活用等寄附を受けやすい環境づくりを進めます。	福祉総務課 （市社協）
地域力向上事業	地域の課題の解決や魅力の掘り起しに向けて、市民が主体的に企画・実施する活動を支援します。	市民協働・ 地域政策課
はままつ夢基金事業費 補助金（再掲）	市民、市民活動団体及び事業者が市民協働の核となる市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、基金を活用し、市民活動団体からの申請に基づき、活動に必要な資金を助成します。	市民協働・ 地域政策課



²⁷ クラウドファンディング：crowd（群衆）とfunding（資金調達）を組み合わせた造語。不特定多数の個人からインターネットを通じて小口の資金を集める資金調達の手法をいう。

③住民主体の活動へのバックアップ体制の確立

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業（再掲）	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の実情にあわせて、地区社会福祉協議会等の住民主体の活動への参加促進を図り、活動支援を行います。	福祉総務課 (市社協)
生活支援体制整備事業	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常の生活支援・介護予防サービス等が提供できる体制づくりを進めます。また、定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援体制づくり協議体を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課
コミュニティ担当職員 ²⁸ による活動支援	各区区振興課や各協働センターのコミュニティ担当職員による地域活動の支援を実施します。	市民協働・地域政策課

④居場所や交流の場づくりの促進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
居場所づくりを行うグループへの支援	公共施設だけでなく、自治会集会所の活用や、民間施設の間借り等、様々な形で実施される居場所づくりに関する情報提供や、実施するグループの活動経費を一部助成します。	福祉総務課 (市社協)
オレンジカフェ（認知症カフェ）の設置支援	本人やその家族、地域住民等の誰もが集まれる場であり、認知症に関する様々な困りごとを専門職に相談したり、情報交換できる場であるオレンジカフェの設置支援をします。	高齢者福祉課
浜松こども館運営事業	子どもや子育て世帯のためのイベントを実施するとともに、市民ボランティアや地域住民の協力を得て運営を行うことで、様々な世代が子どもや子育てに関わることのできる環境をつくります。	次世代育成課
青少年の家運営事業	青少年の健全な育成を図るため、自然体験活動や青少年指導者の養成等様々な事業を実施することで、多様な人々との交流活動の場を提供します。	次世代育成課
子育て支援ひろば事業	市内の子育て支援拠点において、子どもの健やかな育ちを支援するために、子育て親子の交流の場としてひろばを開催し、子育てに関する相談や情報提供、講習を実施します。	子育て支援課
児童館運営事業	児童の健全な育成を図るため、情操を豊かにする健全な遊びを実施することで、子育て中の親子・児童を中心とした、地域交流の場を提供します。	子育て支援課
浜松市放課後子どもたちの居場所づくり事業	地域において自発的・主体的に安全・安心な子どもの居場所を提供する活動を支援し、子どもたちを地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくみます。	教育総務課

²⁸ コミュニティ担当職員：住民自治の充実や市民協働の推進を図り、住みよい地域づくりを進めるため、住民に身近な協働センター等に配置された職員。地域活動やコミュニティづくりに係る支援等の職務を担う。

(2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

現状と課題

- ❖ 地域住民の活動を活性化させるためには、NPO、企業等も大きな力になります。これらも地域福祉の担い手として、活動参加への働きかけを行うとともに、参加しやすい環境をつくる必要があります。
- ❖ 平成 28 (2016) 年 3 月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務規定が創設され、今後ますます、社会福祉活動の実施主体としての活躍が期待されています。
- ❖ それぞれの強みを活かした新しい取り組みや、よりきめ細かい福祉サービスを提供するために、お互いの立場や役割を理解する必要があります。

基本施策

① 社会福祉法人の社会貢献の促進

社会福祉法人が、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域との関係者とのネットワーク等を活かし、地域における公益的な取り組みが実施できるように支援します。

② 企業やNPO、学校等との連携の充実

地域の様々な課題に対応するため、企業やNPO、学校等の多様な主体が、住民主体の活動と連携することで、取り組みが円滑に進むよう支援します。

③ 多様な主体の協働のためのネットワークづくり

多様な主体が協働し、地域福祉活動に取り組めるよう、必要な情報発信や課題を協議する場を開催し、ネットワークづくりを推進します。

<主な取り組み>

① 社会福祉法人の社会貢献の促進

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
社会福祉法人の 地域公益事業の推進	社会福祉法人による取り組み事例や、地域における活動とのマッチング等、取り組みに必要な支援を実施します。	福祉総務課

② 企業やNPO、学校等との連携の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
企業の地域福祉型 社会貢献活動の推進	企業における社会貢献活動として福祉の分野における活動を広げるため、地域福祉型社会貢献活動の理念や活動事例を企業に周知します。	福祉総務課

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
福祉有償運送運営協議会の開催	地域での移動手段の確保のため、地域のNPO法人やボランティア団体等の活動により、NPO法人等が主体となる移送サービスの体制づくりを支援します。	福祉総務課
企業の地域福祉型社会貢献活動の相談窓口の運営（再掲）	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイデアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取り組みを支援します。	福祉総務課 (市社協)
NPO法人情報の発信（再掲）	NPO法人に関する情報を提供することで、市民活動等に参加・参入しやすい環境の整備を図ります。	市民協働・地域政策課
浜松学生ボランティアネットワーク事業	市内で活動する大学生ボランティア団体同士が、日ごろの活動情報や課題等を共有し、連携できる機会を設けることで、団体間のネットワーク化を図り、学生によるボランティア活動を一層活発にします。	市民協働・地域政策課
はままつ人づくりネットワーク推進事業	子どもたちの豊かな学びを実現し、はままつの「人づくり」を推進するために、地域の魅力的な人材を蓄積し、学校の教育活動等に提供します。	教育総務課

③多様な主体の協働のためのネットワークづくり

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
浜松市障がい者自立支援協議会の運営	障がい者相談支援事業所を中心とした浜松市障がい者自立支援協議会において、関係機関の連携のもと障がい者とその家族の支援の輪を構築します。	障害保健福祉課
生活支援体制整備事業（再掲）	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常生活支援・介護予防サービス等が提供できる体制づくりを進めます。また、定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援体制づくり協議体を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課
はままつあんしんネットワークづくりの推進	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等、社会的孤立による日常生活に不安を抱える高齢者等が増加していることから、市民が支え合いの心で見守り・支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりを推進します。	高齢者福祉課
地域ケア会議	地域包括支援センター、市・区役所が主体となって多職種協働ネットワークを構築し、地域の課題を発見し、対応するために会議を開催します。	高齢者福祉課
医療と介護の連携	高齢者が病院等から退院する際、介護サービスや保健・福祉サービス等を切れ目なく円滑に受けられるよう、医療機関や介護サービス事業所等が緊密に連携していきます。	高齢者福祉課
子育て情報センター管理運営事業	ファミリー・サポート・センター事業の運営、育児サークル活動支援事業等、市民との協働により、安心して子育てができるまちの実現を図るために設置した施設の運営を指定管理で行います。	子育て支援課
多文化共生センター運営事業（再掲）	外国人住民を取り巻く幅広い問題について専門知識等を習得した人材を育成するため、多文化共生センターにおいて、ソーシャルワーク研修を実施します。	国際課
浜松市市民協働センター管理運営事業	市民協働を推進するための拠点として、多様な主体の連携の促進や活動の支援を行います。	市民協働・地域政策課

(3) 災害に強い地域づくり

現状と課題

- ❖ 地域において、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人住民等、誰もが災害時に適切な支援を受けることができるよう、市と自治会等が連携し、日頃からの見守り体制づくりが必要となります。
- ❖ 現在、災害時避難行動要支援者を把握し、自治会や民生委員・児童委員へ同意者名簿を配付している中、今後も災害に備え、避難支援を必要としている人への支援体制強化に努めなければなりません。
- ❖ 防災訓練において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者と地域住民と一緒に参加し、関係づくりやお互いの理解を深めて、災害に備える必要があります。

基本施策

① 災害に備えたつながりの強化

地域の防災力を高めるため、防災の啓発や、災害時に支援が必要な人等も参加した防災訓練等を実施し、減災の対策を進めます。

また、災害発生時に備え、市内外からのボランティアの受け入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、災害ボランティアセンター設置に向けた効果的な運営方法を検討します。

② 要配慮者への支援体制の充実

災害に備え、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人住民等の災害時に特別な配慮が必要となる要配慮者の支援体制を充実します。

また、第三者の支援が必要となる避難行動要支援者の名簿を作成し、自治会や民生委員・児童委員、警察、消防機関へ配付します。名簿は定期的に更新等を行い、平時からの見守り体制を充実します。

<主な取り組み>

① 災害に備えたつながりの強化

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
防災訓練の実施	地域における防災訓練の実施を支援します。 実施にあたり、障がい者等の特性に配慮し、地域住民と避難行動要支援者がともに参加し、お互いに存在を知り理解を深め、災害時に支え合える関係づくりを推進します。	危機管理課 福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
災害時におけるボランティア体制の整備	災害に備え、災害ボランティアコーディネーター及び地域のボランティア団体等のネットワーク化を促進します。 また、防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援活動の意識を高めます。	危機管理課 福祉総務課 (市社協)

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
災害時における自助、共助、公助の啓発	要配慮者の命を守るためには行政だけでなく、要配慮者、家族、地域、支援団体等がそれぞれにできることを行い、協力していく必要があります。家屋の耐震化、家具の転倒防止、水や食料の備蓄等の事前の備えや、平時における隣近所との顔の見える交流の重要性について出前講座の開催やホームページへの掲載を通じて周知します。	危機管理課

②要配慮者への支援体制の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
避難行動要支援者名簿の整備	災害時に家族以外の第三者の支援が必要となる避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。この名簿は、避難支援等関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	危機管理課 福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の強化	災害時に名簿を有効に活用するため、市関係機関及び市と地域の避難支援等関係者による連絡体制を整えます。	危機管理課 福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
福祉避難所の受け入れ体制の構築	一次避難所（市立小中学校等）で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設可能な福祉施設と避難行動要支援者の受け入れに関する協定を締結し、受け入れ体制の構築を行います。	危機管理課 福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 健康増進課
災害時多言語支援センターの体制整備	地震や津波等大きな災害が起こった時に外国人支援活動を行う拠点として、「災害時多言語支援センター」を設置し、必要な情報の収集及び多言語による発信等を行います。	危機管理課 国際課

第1章
計画の策定にあたって

第2章
目標像と施策体系

第3章
施策の柱と
具体的な取り組み

第4章
リーディング
プロジェクト

第5章
計画の推進と評価

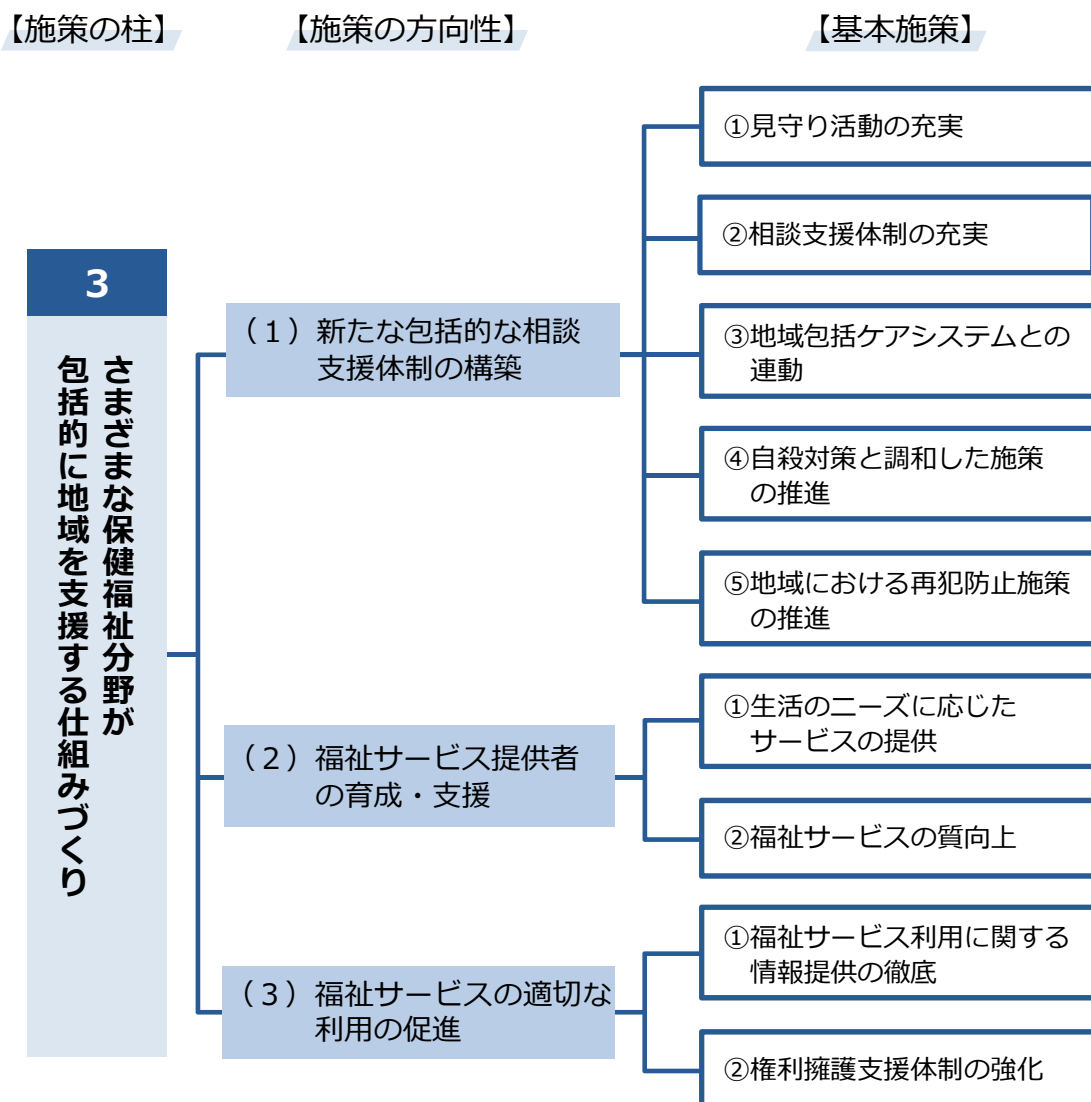
資料編

施策の柱3 さまざまな保健福祉分野が包括的に地域を支援する仕組みづくり

障がいがあっても、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう社会基盤を整備することが、近年の福祉施策の基本的な方向となっています。必要な人に必要なサービスを提供するためには、相談体制の充実を図り、情報不足や社会的孤立等様々な事情で必要な支援に結びついていない人を適切な福祉サービスへつなげていく仕組みづくりも重要です。

また、専門分野ごとに分かれた福祉サービスでは対応に限界があることから、様々な保健福祉分野によって包括的な課題解決の体制を構築し、制度の狭間に置かれ支援の届かない人への対応に関係機関が連携して取り組む必要があります。

よって、第4次計画では、次の3項目を施策の方向性として重点的に取り組んでいきます。



(1) 新たな包括的な相談支援体制の構築

現状と課題

- ❖ 子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々等すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、現状では適切なサービスを受けることができない様々な人を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築していくことが重要となります。
- ❖ 行政の相談窓口は専門分野ごとに分かれているものの、周知が不十分であることからどこに相談したらよいかわからないと感じる人が多い状況です。身近な地域で総合的に相談できる窓口を整備していくことが必要です。
- ❖ 支援を必要とする人の抱える問題が制度の狭間にあったり、複合的であったりすることで行政における担当課がなく、対応ができないケースがあります。
- ❖ 地域における相談先の一つとして民生委員・児童委員が活動していますが、地域住民に十分に周知されていない状況にあります。
- ❖ 平成 25（2013）年度から、介護保険（高齢者）分野において医療・介護連携を推進し、関係者間の顔の見える関係ができつつあります。今後、高齢者の増加等の人口構造の変化により、高齢者だけでなく全世代に関する課題に対応するため、また、国の地域共生社会の推進に合わせ、本市においても地域包括ケアシステムについて、様々な分野の関係機関の理解を促進し、官民協働で構築・推進していく必要があります。

基本施策

① 見守り活動の充実

民生委員・児童委員による当事者の視点に立った見守りや支援は、地域にとって重要な活動であるため、引き続き民生委員・児童委員に対する研修を実施するとともに、市民への広報に努めます。また、市民の支え合いの心で見守り支援する仕組みである「はままつあんしんネットワーク」づくりを充実していきます。

② 相談支援体制の充実

地域や世帯での複雑・複合的で解決が困難な課題に対応するため子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々等に関する既存の相談支援機関の機能を充実させるとともに、地域共生社会の実現のために育児、介護、障がい、生活困窮、またこれら複合的な課題を抱えた世帯全体を包括的に受け止める相談支援体制づくりを構築し、市全体の課題解決力の強化を目指します。

③ 地域包括ケアシステムとの連動

地域のあらゆる人々が役割を持ち、支え合いながら自立した日常生活を営むことができる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々等にかかる全世代型の地域包括ケアシステムを構築し、住まい、医療、介護、予防、生活支援に関する切れ目のない支援の実現を目指します。

④ 自殺対策と調和した施策の推進

自殺対策と各福祉分野に共通する必要な取り組みとして、状態が深刻化する前に早期発見ができる地域づくりや誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等を推進します。

⑤ 地域における再犯防止施策の推進

高齢者や障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、これらの人が、地域で暮らすことができるよう施策を構築し、展開します。

<主な取り組み>

①見守り活動の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
民生委員・児童委員の活動支援	より良い活動環境を整備するため、広報活動を積極的に実施します。また、活動上の悩みや負担感の解消につながるよう研修会の機会をつくります。	福祉総務課
はままつあんしんネットワークづくりの推進（再掲）	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等、社会的孤立による日常生活に不安を抱える高齢者が増加していることから、市民が支え合いの心で見守り・支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりを推進します。	高齢者福祉課
徘徊高齢者早期発見事業	認知症によりひとり歩きのおそれのある高齢者を事前把握するとともに、その人が行方不明になった際に事故を未然に防止するため、「見守りの目」を地域に行き渡らせ、早期発見・早期保護につなげます。	高齢者福祉課

②相談支援体制の充実

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	複雑、複合的な個別相談について、相談支援機関と連携し、解決に向け取り組みます。 また、庁内外の会議開催を通し、関係課、関係機関の連携を強化します。	福祉総務課
生活困窮者支援事業の実施	様々な要因で生活困窮した人を対象に、生活や経済的な課題等に関する総合的な相談を受け付け、その課題解決に向けた寄り添い型支援を行います。 〔実施事業〕（※詳細は53ページ参照） ア．自立相談支援事業 イ．住居確保給付金事業 ウ．就労準備支援事業 エ．家計改善支援事業 オ．キャリア形成支援事業	福祉総務課
地域ボランティアコーナーの機能強化（再掲）	生活圏域における地域福祉活動拠点に、相談窓口の整備を検討します。市社協の福祉なんでも相談との連携を図り、身近な地域に福祉相談窓口を整備します。	福祉総務課 (市社協)

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置（再掲）	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間にあつて必要な支援を受けられない人の課題解決に向け取り組みます。また、地域での見守りネットワークや相談支援機関と連携を図りながら、支援を必要とする人を必要なサービスにつなげていきます。	福祉総務課 (市社協)
障がい者相談支援事業所による総合相談	障がい者やその家族等からの様々な相談に応じ、情報提供、助言その他のサービスの利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行います。	障害保健福祉課
障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談機関への助言や人材育成等を実施することで、障がい者の相談支援体制の強化を総合的にを行います。	障害保健福祉課
障がい者相談員の配置	当事者の立場で相談に応じるため、障がい者やその家族の中から浜松市が委託する障がい者相談員を配置します。	障害保健福祉課
精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。	障害保健福祉課
地域包括支援センターによる総合相談	高齢者やその家族の総合相談窓口として、様々な悩み事や問題の解決にあたり、関係機関との連携を図り、必要な支援につなげていきます。	高齢者福祉課
在宅医療・介護連携相談センターの運営	市内の医療・介護・福祉関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談を実施します。	高齢者福祉課
福祉人材バンク	福祉の職場に就業を希望する人や、福祉の仕事に関心のある人を対象に、就職あっせんや就職相談等のほか、福祉サービスの啓発を目的とした事業を行います。	高齢者福祉課
外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業の実施	教育委員会や外国人学校等関係機関と連携し、外国人の子どもの不就学を生まない取り組み（浜松モデル）を推進します。	国際課

<生活困窮者支援事業の事業内容について>

ア. 自立相談支援事業	相談者の抱える課題に応じて、関係機関にその支援をつなぐだけでなく、関係機関と連携して、ハローワークへの同行訪問等の就労支援、債務解消に向けた法テラスや専門機関への相談支援、経済的課題の解消に向けた貸付機関への申請支援、心身の不調に関する医療機関や支援窓口への受診支援、といった寄り添い型支援を実施します。
イ. 住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれのある人に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。
ウ. 就労準備支援事業	すぐに仕事に就くことが難しい、就労に向けた課題を多く抱える人を対象に、健康・生活管理の意識向上や社会参加能力の取得、就労体験の場の提供といった、就労活動に向けた準備支援を実施します。
エ. 家計改善支援事業	家計に関する課題を抱える人を対象に、家計管理に関する支援や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務管理に関する支援等を行い、家計収支の改善を図ります。
オ. キャリア形成支援事業	困窮している世帯の子どもに対し、進路相談や職業体験等の提案を行い、キャリア形成を支援することにより、将来の就職による貧困からの脱却を助長します。

③地域包括ケアシステムとの連動

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
地域包括ケアシステム体制の構築	高齢者、障がい者、子ども分野等にかかる全世代型の包括的な相談支援体制のネットワーク構築を図るため、地域住民、既存団体の活動促進、新たな地域資源発掘、専門職・団体のネットワーク化、人材の確保とスキルアップ等に取り組みます。	福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課 健康医療課 精神保健福祉センター 健康増進課 子育て支援課
医療と介護の連携 (再掲)	高齢者が病院等から退院する際、介護サービスや保健・福祉サービス等を切れ目なく円滑に受けられるよう、医療機関や介護サービス事業所等が緊密に連携していきます。	高齢者福祉課

■浜松市における地域包括ケアシステムの構築を目指して

基本理念

地域で共に支え合い すべての市民が安心していきいきと暮らせる街 浜松

高齢者のみから、全世代を対象にした地域包括ケアシステムへ



※平成 28 (2016) 年 3 月地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域ケアマネジメント」を基に作成。

④自殺対策と調和した施策の推進

取り組み	内容	担当課(実施主体)
自殺対策計画との調和に配慮した施策の推進	福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策において、効果的・効率的な推進が期待できる施策を一体的に取り組みます。 [重点施策] ・安心して暮らすための包括的支援の充実 ・若年層・働き盛り世代への対策の充実 ・多職種連携によるセーフティネットの強化	福祉総務課 健康医療課

⑤地域における再犯防止施策の推進

取り組み	内容	担当課(実施主体)
再犯防止対策事業	支援を必要としている罪を犯した人に対し、必要な支援を実施するため、支援ニーズ、サービス提供者のニーズ把握や、刑事司法関係機関と協働し、支援策の検討、実施に向けた体制整備を行います。	福祉総務課

■再犯防止対策の推進に向けた方向性（国の考え方）

平成28(2016)年12月 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

刑法犯罪認知件数の減少 ↓

平成14(2002)年 : 2,854,061件



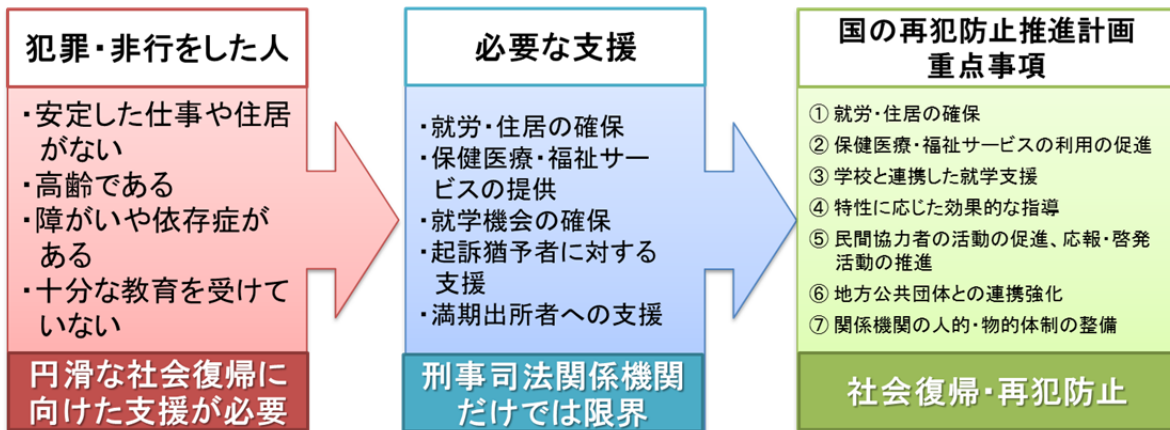
平成28(2016)年 : 996,120件

検挙者に占める再犯者の割合が増加 ↗

平成14(2002)年 : 34.9%



平成28(2016)年 : 48.7%



必要な行政サービスが受けられない 地域の情報が乏しいなど → **生きづらさの解消**

地域における息の長い社会復帰支援

※法務省「再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会」資料を基に作成。

(2) 福祉サービス提供者の育成・支援

現状と課題

- ❖ 支援を必要とする人が安心して地域で暮らすためには、公的な福祉サービスだけでは限界があります。
- ❖ 今後、地域での見守りや家事支援等生活支援も含めた多様なサービスの提供により、支援を必要とする人の地域生活を支えていくことが求められます。
- ❖ 公的な福祉サービスにおいても、そのサービスの質の向上に取り組んでいくことが必要です。

基本施策

① 生活のニーズに応じたサービスの提供

支援を必要とする人の程度に応じたサービスが提供されるよう、事業所に限らず様々なサービス提供主体を育成し、その活動を支援していきます。

② 福祉サービスの質向上

事業者に対し研修の実施や指導を行うとともに、第三者委員の活用や、外部評価の仕組みを取り入れる等、福祉サービスの質の向上を図ります。

<主な取り組み>

①生活のニーズに応じたサービスの提供

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
地区社会福祉協議会を対象にした研修会の開催（再掲）	地区社会福祉協議会を対象に地域内福祉関係者が新たなサービスを提供できるよう、(福)浜松市社会福祉協議会と連携して研修会を開催します。	福祉総務課 (市社協)
生活支援体制整備事業（再掲）	住み慣れた地域での在宅生活を支えるために地域での支え合いによる日常の生活支援・介護予防サービス等が提供できる体制づくりを進めます。また、定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援体制づくり協議体を運営し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。	高齢者福祉課

②福祉サービスの質向上

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
福祉人材の育成	福祉専門職、市職員に対し、地域福祉に関する実務研修、意識啓発研修等を実施します。	福祉総務課
第三者委員の活用	苦情処理の対策として、第三者委員の周知と活用を指導します。	福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 幼児教育・保育課
第三者評価の活用	サービス提供方法等について、外部評価等の仕組みを取り入れ、質の向上を図るよう求めます。	福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 幼児教育・保育課
障害福祉サービス事業者等に対する実地指導	障害福祉サービス事業者への実地指導時に、障がい者虐待防止の取り組み、適切なアセスメントの実施等運営上の指導を行います。	障害保健福祉課
相談支援専門員等を対象にした研修会の開催	より質の高いケアマネジメントを提供するため、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の相談支援専門員等を対象とした研修会を開催します。	障害保健福祉課
介護給付等費用適正化事業	持続可能な介護保険制度構築のため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促します。	介護保険課
介護保険事業者に対する集団指導	介護保険事業者への実地指導時に、高齢者虐待防止の取り組み、適切なアセスメントの実施等運営上の指導を行います。	介護保険課
認知症介護実践者等養成支援事業	介護保険施設等に従事する人を対象として、認知症介護の知識及び技術修得のための研修を行います。	介護保険課

第1章
計画の策定にあたって

第2章
目標像と施策体系

第3章
施策の柱と
具体的な取り組み

第4章
リーディング
プロジェクト

第5章
計画の推進と評価

資料編



(3) 福祉サービスの適切な利用の促進

現状と課題

- ❖ 度重なる福祉制度の改正や、多様なニーズに対応するための新たなサービスの実施に伴い、結果として一般の人には制度の内容がわかりにくくなった一面があります。支援が必要となり、初めて制度やサービスについての情報に触れ大きな戸惑いを感じる人、また、サービスを受けることに対して抵抗感を持つ人もいます。
- ❖ 現在の福祉制度は、支援を必要とする人が、自ら必要とするサービスを選択し、社会で自立した生活を送ることが基本となっていますが、認知症や障がい等により、必要なサービスを選択できない人もいます。高齢化の進展により、今後認知症高齢者の増加が予想される中、判断能力に不安が生じた人が必要な支援を切れ目なく受けられるよう事業を充実させていく必要があります。

基本施策

① 福祉サービス利用に関する情報提供の徹底

福祉サービスを必要とする人にわかりやすく情報提供することで、サービス利用の拡充を図ります。また、必要とする人が福祉サービスを円滑に切れ目なく受けられるよう、福祉サービス事業者や医療機関、行政、地域内福祉関係者との連携を密にしていきます。

② 権利擁護支援体制の強化

現在、福祉サービスの多くが利用者との契約に基づき提供されていますが、すべての人が自ら望む生活を送るために必要なサービスを利用するには、適切な情報提供、迅速な苦情解決の仕組みの整備とあわせて、そのサービスを契約する際に判断能力が十分でない人への支援等が必要です。

特に認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者等の地域移行が進む中、こうした人々が地域において安心して生活するためには、それぞれの判断能力の程度や生活の状況を踏まえた多様な支援により、本人の意思決定が尊重されるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護支援を充実させることが必要です。

また、社会的に弱い立場にある高齢者や障がい者は、虐待や消費者被害等に遭いやすく、セルフネグレクト²⁹といった状態に陥りやすいため、市民への普及啓発活動に加え、関係機関のネットワークによる協力体制を推進していくことが必要です。

<主な取り組み>

①福祉サービス利用に関する情報提供の徹底

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
障害福祉のしおりの作成	障害福祉サービス等を紹介する冊子を作成するとともにホームページに掲載し、様々なサービスと手続きについて、わかりやすく提供します。	障害保健福祉課

²⁹ セルフネグレクト：成人が通常の生活を維持するために必要な行為を伴う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なうこと。

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
高齢者福祉のしおりの作成	高齢者福祉施策の概要をまとめた「高齢者福祉のしおり」を作成・発行します。	高齢者福祉課
介護保険制度の趣旨普及事業	パンフレットやインターネットの活用により、市民への介護保険制度の周知、啓発を図ります。	介護保険課
はままつくらしのガイドの作成	本市の行政情報を掲載し、全世帯へ配布します。各種行政サービスの概要や相談窓口についても紹介しています。	広聴広報課
アクセシビリティ ³⁰ に配慮した市ホームページの作成	市の定めたサイトポリシー ³¹ により、アクセシビリティに配慮した、誰もが使いやすい公式ホームページの作成を推進します。	広聴広報課
消費生活支援事業	悪質な訪問販売等に対する注意喚起のため、消費生活相談窓口の周知を行い、被害を未然に防ぎます。	市民生活課
わかりやすい印刷物作成の手引き作成（再掲）	パンフレットやチラシ、ポスター等の印刷物について、誰もが情報を入手しやすいようにカラーユニバーサルデザインや配慮方法等に関する手引きを作成し活用します。	UD・ 男女共同参画課

②権利擁護支援体制の強化

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
成年後見制度利用促進事業	中核機関（成年後見支援センター）を開設し、成年後見制度について、市民や関係機関の職員に対して、講演会や専門職による相談会を開催するとともに、家庭裁判所をはじめ関係機関と連携をしながら、認知症高齢者や障がい者等の権利擁護のためのネットワークづくり等を行います。	福祉総務課 (市社協)
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人が、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用等生活についての相談や日常的な金銭管理の援助等を行います。	福祉総務課 (市社協)
成年後見市長申立制度・報酬助成制度	成年後見制度利用にあたり、申立人がいない場合に市長が申立人になります。また、成年被後見人等に資力がない場合に成年後見人等に支払う報酬の助成を行います。	障害保健福祉課 高齢者福祉課
高齢者・障害者虐待防止対策支援事業	高齢者や障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、研修会や講演会の開催等の啓発活動を行います。	障害保健福祉課 高齢者福祉課
障がい者基幹相談支援センター事業（再掲）	地域の相談支援事業所等を対象に、成年後見制度や虐待防止に関する助言や研修等を実施することで必要な技術支援を行います。	障害保健福祉課
地域包括支援センター権利擁護事業	高齢者の権利擁護にかかる成年後見制度の活用等に関する相談、虐待防止や消費者被害の防止等の相談、啓発活動を行います。	高齢者福祉課

※成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの詳細は、60 ページ参照。

³⁰ アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

³¹ サイトポリシー：ウェブサイト運営するうえでの方針のこと。

成年後見制度の利用促進に向けた取り組み（基本計画）

1. 総論

平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29（2017）年3月24日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。これを受け、ここに浜松市成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定めます。

2. 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理等（財産管理）や日常生活での様々な契約等（身上監護）をしていく制度です。

3. 成年後見制度に関する現状と課題

浜松市の平成30（2018）年4月時点における総人口は、804,989人で、65歳以上の高齢者は、216,755人、人口に占める割合である高齢化率は26.9%であり、今後総人口が減少していく中、この数字はますます増えていくと推測されます。また、成年後見制度の利用に関連する認知症高齢者が23,877人、重度の知的障がい者が2,444人、重度の精神障がい者が422人と、合わせて約27,000人にもものぼります。

一方、静岡家庭裁判所浜松支部管内（浜松市、磐田市、袋井市及び湖西市）で成年後見制度を利用している人は、1,899人（平成30（2018）年1月末日時点※）であることから、制度利用につながっていない人がまだ数多くいることが考えられます。

※静岡家庭裁判所の自庁統計による概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

<課題>

- ・制度について、知られていない、または正しく理解されていないことで、成年後見制度の利用に至っていない。
- ・市長申立て等、制度を利用するための手続きに時間を要する、または制度自体がわかりにくいことで、本人や支援者が利用しづらさを感じており、適切に制度利用ができていない。
- ・利用者の増加や様々なニーズに対応していくために、新たな後見人の育成やフォローアップ等、成年後見制度の担い手不足を想定した準備ができていない。

4. 基本施策と取り組み

（1）中核機関（成年後見支援センター）の開設

- ・浜松市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関（成年後見支援センター）を開設します。
- ・中核機関は家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、国の成年後見制度利用促進基本計画が定める制度の広報、相談、利用促進、後見人の支援等に関する各事業を推進していきます。

（2）地域連携ネットワークの構築

- ・日常生活圏域では、本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくります。
- ・市圏域では、中核機関が中心となり、各専門職団体及びNPO法人、医療、福祉関係者等が定期的集まる協議会等を組織し、本人を支えるチームを支援するとともに、制度の利用のしづらさ等、地域課題の検討・調整・解決に向けた協議をします。

(3) 制度広報・普及

- ・市と中核機関が中心となり、市民、地域の支援者等対象別に講演会を開催し、成年後見制度について正しく周知をします。
- ・行政、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の職員を対象にした研修会を開催し、成年後見に関する実務を学ぶとともに、職種間の連携を強化します。

(4) 相談支援機能の強化

- ・成年後見制度の利用に関する相談ができる窓口として、中核機関を開設し、市民や地域の支援機関職員等が利用できる体制を整備します。
- ・地域の支援チームへの制度利用の相談には、既存の支援機関が持つ機能を活かしながらか中核機関と地域の専門職等がサポートする体制を強化していきます。

(5) 制度の理解者と担い手の育成

- ・新たな後見人となる人材の育成として、「市民後見人養成講座」を開催するとともに、養成した人材を活用するための仕組みを段階的に整備し、関係機関と連携をしながらフォローアップできる体制を目指します。

(6) 利用者が安心して利用できる体制づくり

- ・財産管理だけでなく、利用者である認知症高齢者や障がい者の意思決定支援、身上監護を大切にするために、複数後見や法人後見等、利用者の特性や支援ニーズに応じた選任がされるよう努めます。
- ・利用者の支援については、中核機関を構成する専門職が中心となり、後見人をサポートする仕組みをつくり、本人・支援者が安心して利用できるように家庭裁判所や関係機関と連携していきます。
- ・本人の経済的な困窮や、申立てをする親族がない等の場合には、報酬助成制度や市長申立制度の利用につなげられるよう、必要な時に制度が利用できる体制を強化します。

■浜松市の地域連携ネットワークのイメージ図

